令和2年度アジア情報研修

科目①インドの法令・政府情報を調べる

2020年11月26日（木）

国立国会図書館関西館アジア情報課

問題演習（解説）

15：45-16：05

国立国会図書館関西館アジア情報課　佐藤久美子

基礎課題

課題①

India Code
(https://www.indiacode.nic.in/)
で、制定年（Act Year）が2020年の
連邦法を見てみる。

※「インドの法令・政府情報の調べ方」
スライド20-23参照

例

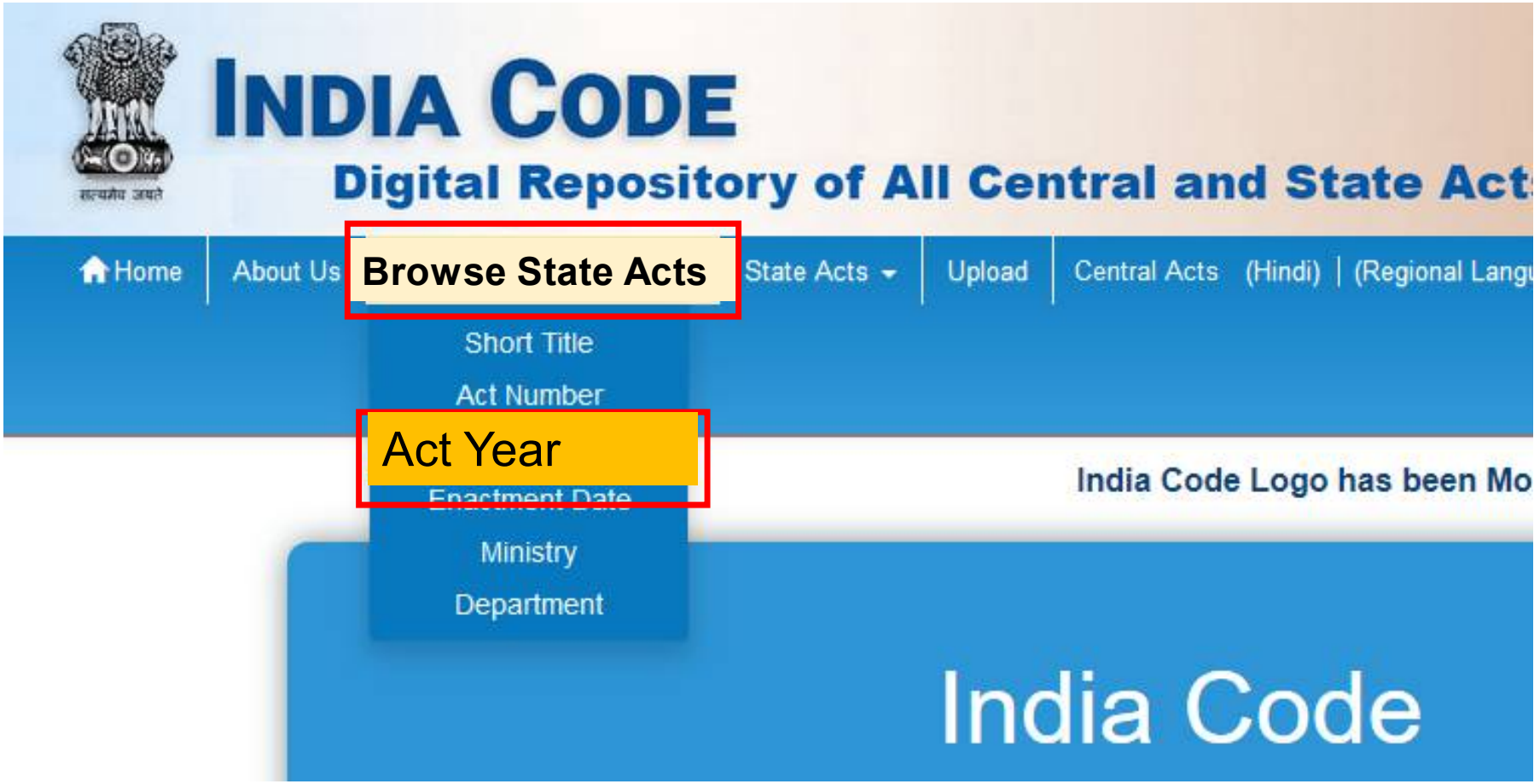

（出典）India Code website
https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2517/

（出典）India Code website
https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2517/

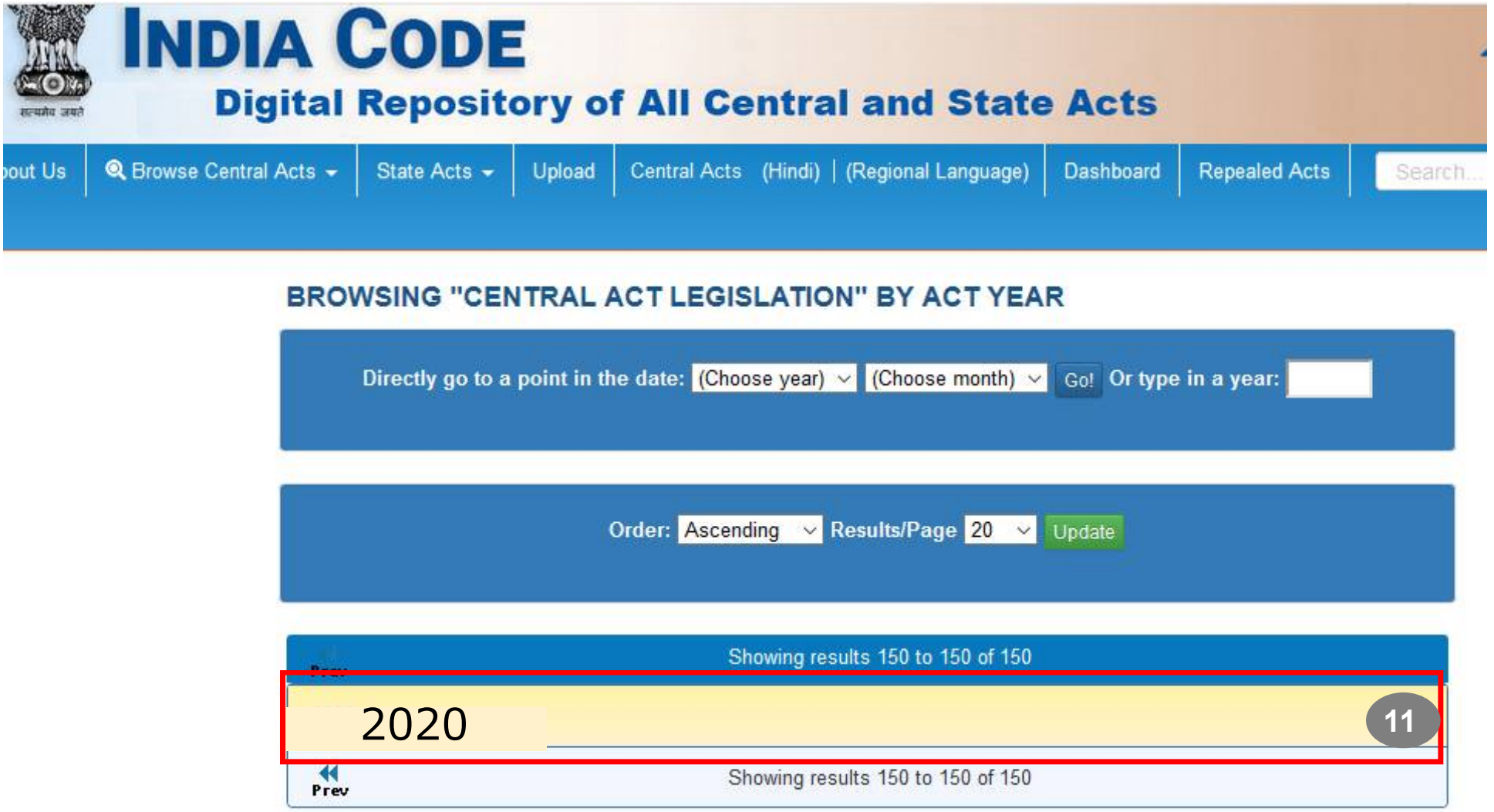

（出典）India Code website
https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2517/

Showing items 1 to 11 of 11			
Enactment Date	**Act Number**	**Short Title**	**View**
17-Mar-2020	*3*	The Direct Tax Vivad se Vishwas Act, 2020	View...
25-Mar-2020	*5*	The Central Sanskrit Universities Act, 2020	View...
20-Sep-2020	*15*	The National Commission for Homoeopathy Act, 2020.	View...
20-Sep-2020	*14*	The National Commission for Indian System of Medicine Act, 2020	View...
21-Sep-2020	*16*	The Institute of Teaching and Research in Ayurveda Act, 2020	View...
24-Sep-2020	*20*	The Farmers (Empowerment and Protection) Agreement on Price Assurance and Farm Services Act, 2020.	View...
24-Sep-2020	*21*	The Farmers Produce Trade and commerce (Promotion and Facilitation) Act, 2020	View...
26-Sep-2020	*23*	The Jammu and Kashmir Official Languages Act, 2020.	View...
28-Sep-2020	*31*	The Rashtriya Raksha University Act, 2020.	View...
28-Sep-2020	*32*	The National Forensic Sciences University Act, 2020	View...
28-Sep-2020	*30*	The Bilateral Netting of Qualified Financial Contracts Act, 2020	View...
Showing items 1 to 11 of 11			

（出典）India Code website
https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2517/

課題②

連邦の官報サイト eGazette
(http://egazette.nic.in/)で、
次の法律の施行日を確認してみる。

略称： The Institute of Teaching and Research in Ayurveda Act, 2020
所管： AYUSH省（Ministry of AYUSH）
制定日： 2020-09-21

※「インドの法令・政府情報の調べ方」スライド24-27参照

例

（出典）eGazette　http://egazette.nic.in/

（出典）eGazette　http://egazette.nic.in/

S. No.	Ministry / Organization	Subject	Issue Date	Publish Date	Gazette ID	Download
1.	Ministry of Ayush	In exercise of the powers conferred by subsection 2 of section 14 of the Indian Medicine Central Council Act,	28-Sep-2020	30-Sep-2020	CG-DL-E-30092020-222121	1.46 MB
2.	Ministry of Ayush	In exercise of the powers conferred by sub section 2 of section 14 of the Indian Medicine Central Council Act	25-Sep-2020	28-Sep-2020	CG-DL-E-28092020-222044	1.26 MB
3.	Ministry of Ayush	In exercise of the powers conferred by subsection 2 of section 14 of the Indian Medicine Central Council Act,	25-Sep-2020	26-Sep-2020	CG-DL-E-26092020-222021	0.94 MB

（出典）eGazette　http://egazette.nic.in/

Search Gazette by Ministry

Ministry	Ministry of Ayush
Mode of Search	Month / Year Wise Date Wise
Month / Year of Issue	Month: October Year: 2020
	Reset Submit

Total No. of Gazettes : 5

S. No.	Ministry / Organization	Subject	Issue Date	Publish Date	Gazette ID	Download
1.	Ministry of Ayush	In exercise of the powers conferred by subsection 2 of section 14 of the Indian Medicine Central Council Act,	19-Oct-2020	19-Oct-2020	CG-DL-E-19102020-222548	1.15 MB
2.	Ministry of Ayush	In exercise of the powers conferred by sub section 2 of section 1 of the Institute of Teaching and Research in Ayurveda Act	14-Oct-2020	14-Oct-2020	CG-DL-E-14102020-222458	0.73 MB
3.	Ministry of Ayush	In exercise of the powers conferred by sub section 3 of section 1 of the National Commission for Indian System of Medicine Act 2020	07-Oct-2020	07-Oct-2020	CG-DL-E-07102020-222291	0.91 MB
4.	Ministry of Ayush	In exercise of the powers conferred by sub section 3 of section 1 of the National Commission for Homoeopathy Act 2020	07-Oct-2020	07-Oct-2020	CG-DL-E-07102020-222289	0.91 MB
5.	Ministry of Ayush	The following draft of certain rules further to amend the Drugs and Cosmetics Rules, 1945, which the Central Government proposes	01-Oct-2020	03-Oct-2020	CG-DL-E-03102020-222235	1.59 MB

（出典）eGazette　http://egazette.nic.in/

MINISTRY OF AYURVEDA, YOGA AND NATUROPATHY, UNANI, SIDDHA AND HOMOEOPATHY

NOTIFICATION

New Delhi, the 14th October, 2020

S.O. 3608(E).—In exercise of the powers conferred by sub-section (2) of section 1 of the Institute of Teaching and Research in Ayurveda Act, 2020 (16 of 2020), the Central Government hereby appoints the15th day of October, 2020 as the date on which all the provisions of the said Act shall come into force.

[F. No. L-12015/1/2020-NI]

P. N. RANJIT KUMAR, Jt. Secy.

（出典）eGazette　http://egazette.nic.in/

発展課題

近年、インドでは、牛を保護するための規制強化の動きがあるようです。

「**インドで牛肉禁止が拡大**、実力行使も」2015.8.7.
The Wall Street Journal ウェブサイト
https://jp.wsj.com/articles/SB10685294686418064255204581155521290774488

「**インドで広がる「牛肉禁止」**、ヒンズー教びいきとの批判も」
2015.3.25.　ロイターウェブサイト
https://jp.reuters.com/article/india-idJPKBN0ML09620150325

小島卓「インドを揺るがす「牛肉のジハード」」
『月刊Wedge』2015.10.8.　iRONNAウェブサイト
https://ironna.jp/article/8293

Q. マハーラーシュトラ（Maharashtra）州
　　において、

①（食肉処理目的での）牛の販売 を禁じている
　　州法の名称・条文番号は？

②　①に違反した場合の罰則は？

調査例

ステップ 1
日本語

- 手がかりになる情報を集める
- 背景事情なども調べる

ステップ 2
現地語

- 法令の条文を確認する
- 所管機関のウェブサイトを確認する
- 現地の報道記事を検索してみる

まとめ

- 回答をまとめる

ステップ 1
日本語

- **手がかりになる情報を集める**
- **背景事情なども調べる**

ステップ 2
現地語

- 法令の条文を確認する
- 所管機関のウェブサイトを確認する
- 現地の報道記事を検索してみる

まとめ

- 回答をまとめる

日本語情報の調査

ステップ１
日本語

手がかりになる情報を集める

背景事情なども調べる

日本語情報の調査

手がかりになる情報を集める

インターネット検索：検索語「マハーラーシュトラ　牛　販売」

ジェトロウェブサイトがヒット

「マハラシュトラ州、牛肉販売・所有禁止へ－取り締まりを強化、レストランメニューから牛肉が消える－（インド）」2015.5.19. ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/05/f54a54a0bce43c90.html

- 関連しそうな法令名：マハーラーシュトラ州動物愛護法 (Maharashtra Animal Preservation Act)
- 施行日：2015年3月4日

日本語情報の調査

手がかりになる情報を集める

何条に規定がある？
規定の内容は？

法令の調査につながる情報を探す
→検索語を工夫して検索結果を絞り込んでみる

インターネット検索：検索語「マハーラーシュトラ　牛肉　販売　法　条」

個人のブログ
http://takamichiyanai-india.blog.jp/archives/17002737.html

販売禁止に係る**条文**（5B）、**罰則**（懲役は５年以下、罰金は１万ルピー以下）

2015年改正の要点：対象となる牛の種類が増え、禁止行為も追加

牛の種類：cow（雌牛・乳牛）に、bull(去勢されていない雄牛)とbullock(去勢された牛)が加えられ、マハーラーシュトラ州で食肉処理できる牛は、Buffalo(水牛)だけになった、と考えられる。

日本語情報の調査

手がかりになる情報が集まってきました。

ただ、解説の中にはよく分からない点も。

たとえば、「**牛の種類**」とは、どういうことでしょう？

日本語情報の調査

ステップ１
日本語

手がかりになる情報を集める

背景事情なども調べる

見識のない分野について調べる際は、
幅広く基本的な情報をざっと確認するのがおすすめ

日本語情報の調査

背景事情を調べる

幅広く検索してみる

インターネット検索：
検索語「マハーラーシュトラ　牛」「インド　牛　食肉」等

「モディ政権考　「貧困層から食を奪う」牛の処理禁止法が引き金となる「ヒンズー×イスラム」対立」　2015.4.11.　産経ニュースウェブサイト
https://www.sankei.com/world/news/150411/wor1504110002-n1.html

三原亙ほか「インド酪農の概要と世界の牛乳乳製品需給に与える影響」『畜産の情報』2017.10.　農畜産業振興機構ウェブサイト
https://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2017/oct/wrepo02.htm

インドには、**牛（特に雌牛）**を神聖視するヒンズー教の住民が多い。
改正法には、ヒンズー至上主義を掲げるインド人民党（ＢＪＰ）がマハーラーシュトラ州議会を支配したことが背景にあるとの指摘。
インドは「水牛」肉の輸出大国でもある。（牛と水牛は、分けて考えられている？）

日本語情報の調査

日本語での調査状況まとめ

○得られた情報

マハーラーシュトラ州動物愛護法（Maharashtra Animal Preservation Act）に販売禁止に係る規定がある（5B条）。
罰則は懲役は５年以下、罰金は１万ルピー（約1万４000円）以下。

牛の種類に注意が必要。
（水牛については、禁止されていないのではないかと考えられている）

○得られていない情報

・法令の書きぶりは？
・法令に改正等はないか？
（所管している機関は？）

➡ 現地語情報の調査へ

ステップ 1
日本語

- 手がかりになる情報を集める
- 背景事情なども調べる

ステップ 2
現地語

- **法令の条文を確認する**
- **所管機関のウェブサイトを確認する**
- **現地の報道記事を検索する**

まとめ

- 回答をまとめる

現地語情報の調査

ステップ２
現地語

法令の条文を確認する

所管機関のウェブサイトを確認する
現地の報道記事を検索する

“**India Code**” で検索

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

AsiaLinks

https://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/asialinks.php

＞インド

＞ 法律 ＞法律：南アジア

＞インド

＞“India Code”

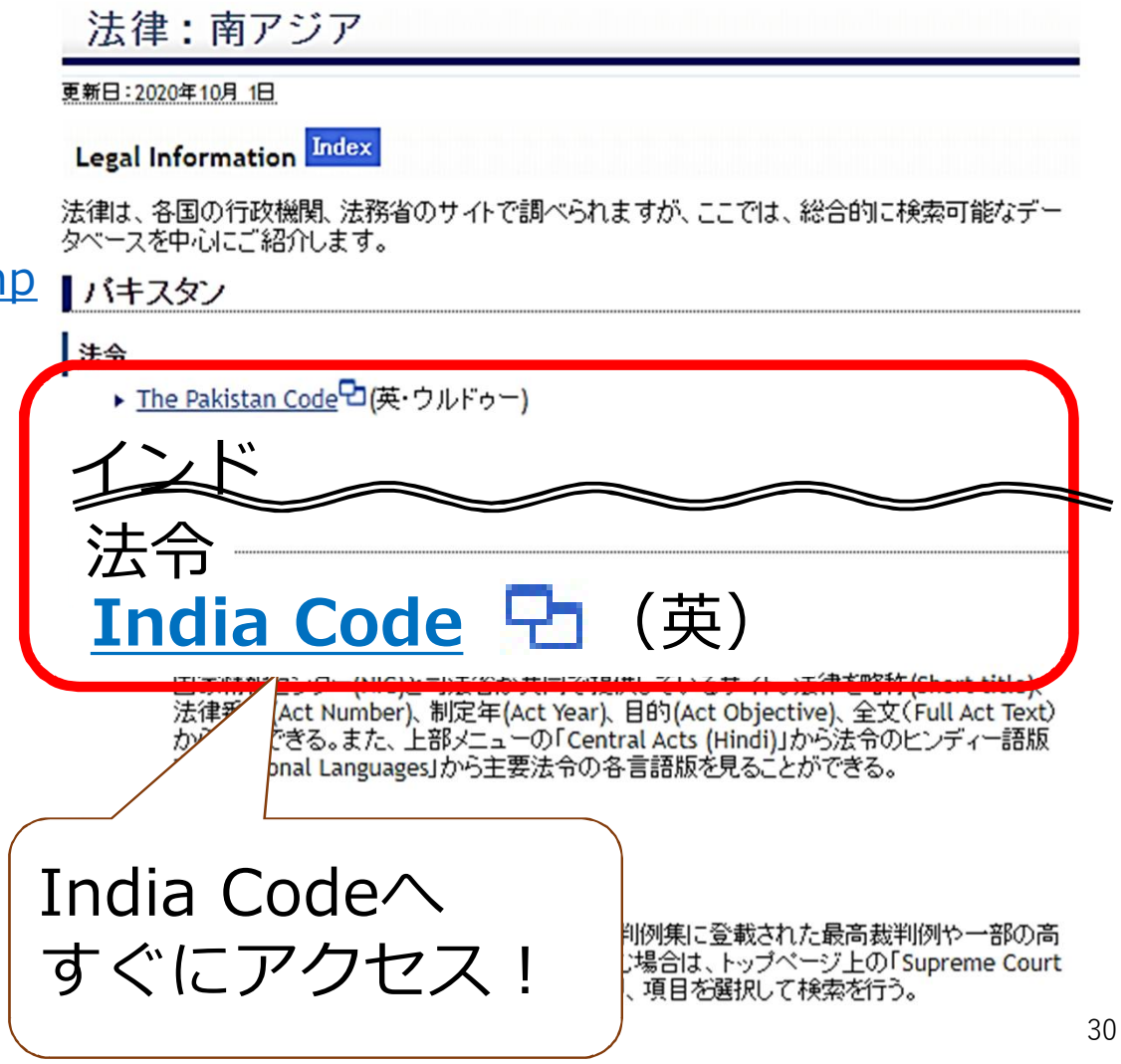

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

州法「State Acts」
↓
マハーラーシュトラ
「Maharashtra」

（出典）India Code website
https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2517/

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

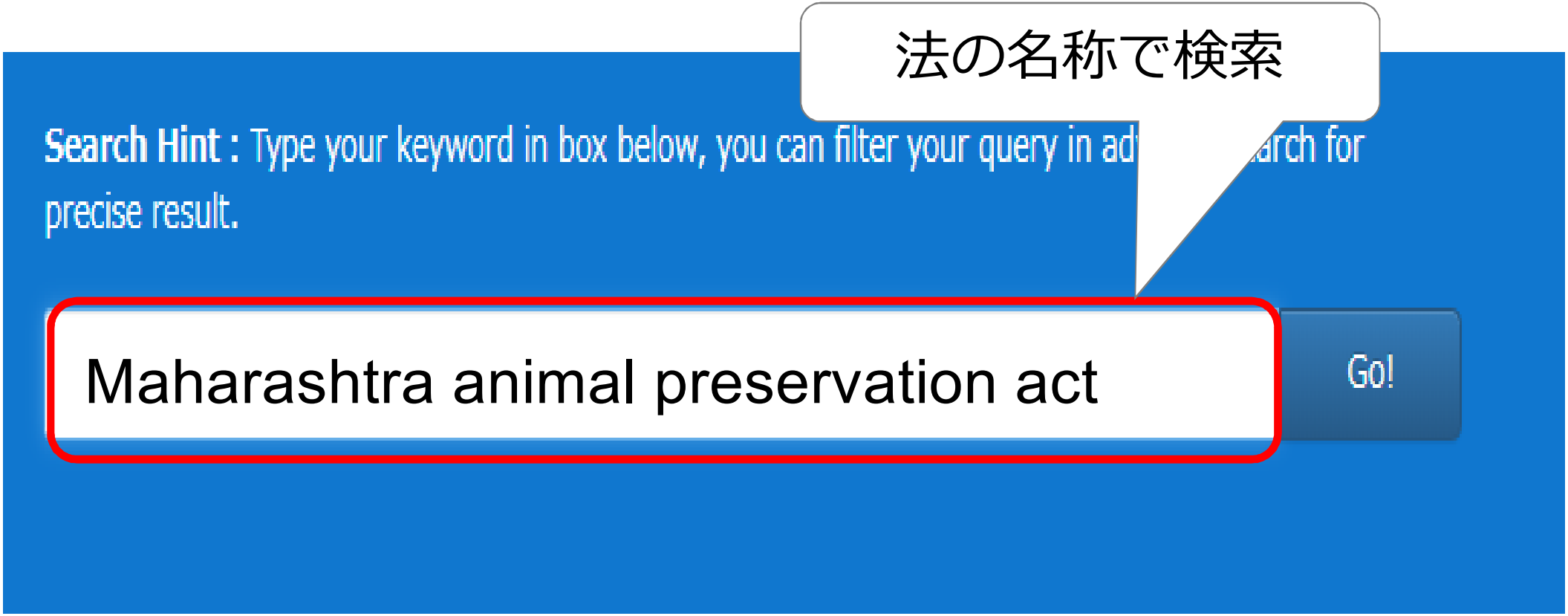

（出典）India Code website
https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2517/

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

Enactment Date	Act Number	Short Title	View
1-Mar-1977	9	The Maharashtra Animal Preservation Act, 1976.	View…

The Maharashtra Animal Preservation Act, 1976.

PDF形式で法を閲覧できる

Rules | Regulations | Notifications | Orders | Circulars (Statutory) | Ordinance | Statutes

Sections | Schedule | Annexure | Appendix | Forms | Act Detail

（出典）India Code website
https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2517/

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

Maharashtra Animal Preservation Act, 1977

5B. No person shall purchase, **sell** or otherwise dispose of or offer to purchase, **sell** or otherwise dispose of **any cow, bull or bullock for slaughter or knowing or having reason to believe that such cow, bull or bullock shall be slaughtered.**

食肉処理のため又は食肉処理のためと知りながらもしくはそう信じる理由を有しながら、**雌牛**（*未経産牛又は雄・雌問わず雌牛の子牛を含む（第3条(B)項の定義より））、**去勢されていない雄牛**、**去勢牛**を販売すること又は販売を申し出ることを禁止する条文。

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

Maharashtra Animal Preservation Act, 1977

9. Whoever contravenes [the provisions of sections 5, 5A or 5B] shall, on conviction, be punished with imprisonment for a term which may extend to [five years], or with fine which may extend to [ten thousand rupees], or with both: [Provided that except for special and adequate reasons to be recorded in the judgement of the court such imprisonment shall not be of less than six months and such fine shall not be less than one thousand rupees.]

第5、5A、5B条の規定に違反した者は、有罪判決を受けた場合、5年以下の懲役、1万ルピー以下の罰金、又はその両方が科されることとされている（裁判所の判決に記録される特別かつ適切な理由を除く）**罰則規定**

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

マハーラーシュトラ州動物愛護法
（Maharashtra Animal Preservation Act, 1977）の
第５B条に販売禁止に関する規定がある。

第９条に、違反した場合の罰則規定があり、
5年以下の禁錮もしくは1万ルピー以下の罰金、又はその両方が科されることとされている。なお、裁判所の判決に記録される特別かつ適切な理由がある場合を除いて、禁錮は6か月以上、罰金は1000ルピー以上とされる。

参考　法令の仮訳の際に参考になる資料

・邦訳されている他の法令

（例）extend toをどう訳す？

インド汚職防止法では、8条の次の部分が

“shall be punishable with imprisonment for a term which may extend to seven years or with fine or with both”

「7 年以下の懲役もしくは罰金に処し、またはその併科とする」と訳されている。

参照：インド汚職防止法改正概説（2018年12月）
（日本貿易振興機構ニューデリー事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/b93f7573fafbc2d9/in201812.pdf

参考　法令の仮訳の際に参考になる資料

※【】内は、国立国会図書館請求記号

・インド法の用語辞典

compilation by Baby Krishnan, Prafulla C. Pant, *Words & phrases as interpreted by the Supreme Court of India (1950-2002)* , 2nd ed. rev. & enl, A.L. Dawra for Modern Law Publications, 2003. 【A112-P18】

L.P. Singh and P.K. Majumdar, *Judicial dictionary*, 2nd ed, Orient Pub. Co., 2001. 【A112-B9】など

・英米法の用語辞典

小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011【A112-J258】など

・日本法令外国語訳データベースシステム

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/

法務省提供。日本法の英訳を検索・参照できる。

現地語情報の調査

法令の条文を確認する

日本語では単に「牛」とまとめられている場合も多いが・・・
条文では、対象となる**牛の種類**が細かく規定されており、
日本語で調査した際に得られた情報も踏まえると、
水牛の販売は可能なのではないかと考えられる。

条文を確認すること、**関連情報も調査すること**は重要（現地事情に精通していない場合は特に…！

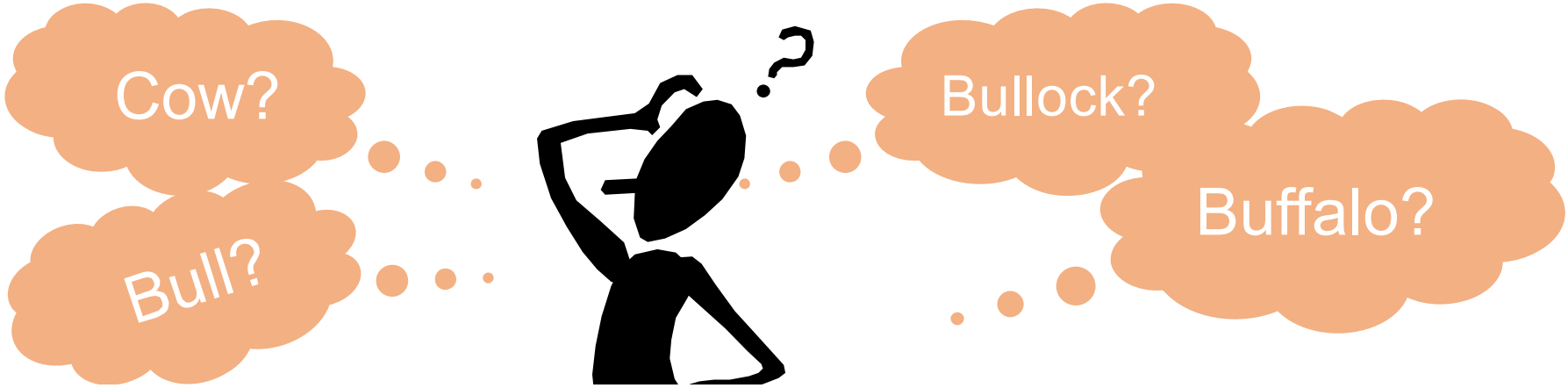

現地語情報の調査　発展的な調査

法令の条文を確認する

このまま回答することもできそうですが・・・
もう少し掘り下げてみましょう

いつ時点の法令？
その後改正などはない？
実際の運用状況は？

現地語情報の調査　発展的な調査

法令の条文を確認する

いつ時点の法令？

India Codeで確認した法令は

"**As modified upto the 9th September, 2016**"

➡ 2016年9月9日までの改正が反映されている

➡ 最新の改正まで反映されているか不明

現地語情報の調査　発展的な調査

2016年9月9日以降の
改正の有無

実際の運用状況は？

今回は…

→　**所管機関のウェブサイト** を参照する

→　**現地の報道記事** を検索する

このほか

・州の官報 で改正法が告示されていないかどうか

・州政府のサイト の法令情報

・解説、論文記事　　等も調査できるとよい。

現地語情報の調査　発展的な調査

ステップ２
現地語

法令の条文を確認する

所管機関のウェブサイトを確認する

現地の報道記事を検索する

ドメイン（gov.in）
で絞り込み検索

現地語情報の調査　発展的な調査

所管機関のウェブサイトを確認する

インターネット検索：検索語

「Maharashtra Animal Preservation Act **site:gov.in**」

インドの公的機関に検索結果を絞り込むため、
ドメイン指定「gov.in」で検索

マハーラーシュトラ州畜産局 (Department of Animal Husbandry, Government of Maharashtra (India))のウェブページがヒット。

“Acts and Rules.” https://ahd.maharashtra.gov.in/acts-rules

改正法を告示する2015年の官報が掲載されている。
それ以降の改正等について、特に情報は見当たらなかった。

現地語情報の調査　発展的な調査

ステップ２
現地語

法令の条文を確認する
所管機関のウェブサイトを確認する
現地の報道記事を検索する

AsiaLinksから
報道記事ウェブサイトへ

現地語情報の調査　発展的な調査

現地の報道記事を検索する

AsiaLinks

https://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/asialinks.php

＞インド

＞新聞・ニュースサイト

主要英字紙や、州別の主要新聞へのリンクを得られる。

現地語情報の調査　発展的な調査

現地の報道記事を検索する

検索の例：主要英字紙の一つ”**Hindustan Times**”のウェブサイトで「Maharashtra animal preservation act」を検索

“Bombay HC upholds slaughter ban, but says eating beef no crime,” 2016.5.6. https://www.hindustantimes.com/india/bombay-hc-upholds-slaughter-ban-but-says-eating-selling-beef-no-crime/story-GWBXpeGUsuntDvbt0QJ7hP.html などの記事を閲覧できる。

法改正に関する情報は見当たらない。
報じられている主な内容：
法に違反したとして逮捕者が出たこと、
「マハーラーシュトラ州動物愛護法」の一部の条項（牛肉の所持等に関する5D,9B条）に対し2016年5月に高裁で**違憲判決**が出されたこと　など

現地語情報の調査

現地語での調査状況まとめ

2016年9月9日以降の
改正の有無

実際の運用状況は？

○得られた情報

法令の条文（2016年9月9日時点のもの）
それ以降の**改正**については
マハーラーシュトラ州畜産局ウェブサイトや現地報道記事を確認したが
該当条文の改正等に関する記載は**見当たらなかった**。

「マハーラーシュトラ動物愛護法」の一部の条項
（牛肉の所持等に関する5D,9B条）に対し、
2016年5月に高裁で**違憲判決**が出された。
（→違憲判決については、末尾「補足」へ）

ステップ１
日本語

- 手がかりになる情報を集める
- 背景事情なども調べる

ステップ２
現地語

- 法令の条文を確認する
- 所管機関のウェブサイトを確認する
- 現地の報道記事等を確認する

まとめ

- **回答をまとめる**

回答例

①（食肉処理目的での）牛の販売を禁じている州法の名称・条文番号は？

→マハーラーシュトラ州動物愛護法

（Maharashtra Animal Preservation Act, 1977）の第５B条

②　①に違反した場合の罰則は？

→第９条に違反した場合の罰則規定があり、5年以下の禁錮もしくは1万ルピー以下の罰金、又はその両方が科されることとされている。

なお、裁判所の判決に記録される特別かつ適切な理由がある場合を除いて、禁錮は6か月以上、罰金は1000ルピー以上とされる。

情報源： Maharashtra Animal Preservation Act, 1977. India Code website
https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/8437/1/the_maharashtra_animal_preservation_act%2c_1976._%289_of_1977%29.pdf#search=Maharashtra%20Animal%20Preservation%20Act

補足　～インドの法令調査の注意点～

司法の判断に要注意

判例の重要性：英国法に影響を受けた法体系

インドの司法の特徴：司法積極主義、公益訴訟

法令が **違憲と判じられる場合もしばしばある。**

裁判に対する人々の関心も高く、報道で取り上げられることも多い。

法令だけでなく、司法の判断に注意して
関連情報も調査することが重要！

補足　～インドの法令調査の注意点～

司法の判断に要注意

例1

設問で取り上げた「マハーラーシュトラ州動物愛護法」の一部の条項に対しても高裁で違憲判決が出された。（牛肉の所持に関する規定）

判決：　Sheikh Zahid Mukhtar v State of Maharashtra, decided on May 6, 2016.

ボンベイ高裁ウェブサイト

https://bombayhighcourt.nic.in/generatenewauth.php?bhcpar=cGF0aD0uL3dyaXRlcmVhZGRhdGEvZGF0YS9qdWRnZW1lbnRzLzIwMTYvJmZuYW1lPUNXUDE2Mzk4MTUucGRmJnNtZmxhZz1OJnJqdWRkYXRlPSZ1cGxvYWRkdD0wNi8wNS8yMDE2JnNwYXNzcGhyYXNlPTI4MDgyMDEwMDg0MQ

補足　～インドの法令調査の注意点～

司法の判断に要注意

例2

連邦レベルでも、牛の屠殺に関する規制の動きがあったが、
最高裁が執行停止を命令した。

2017年、「環境・森林・気候変動省は5月23日に動物虐待禁止法に基づき，家畜が屠殺を目的として売買されるのではないとの証文を示さないかぎり，家畜を市場に持ち込むことを禁止する通達を出した。このことは，中央政府が牛など家畜の合法的な屠殺をも難しくさせ，結果として，ムスリムなど宗教的少数派の生活を困窮させているとして反発が広がった。中央政府は6月4日に，同通達は特定のコミュニティを傷つけるものではないと釈明した。しかし，最高裁は7月11日、この通達の執行停止を命令した。」

近藤則夫・小川道大「2017年のインド　問題を内包しつつも安定した政権運営を続けるモディ政権」アジア経済研究所編『アジア動向年報』,アジア経済研究所, 2018, p.492.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/asiadoukou/2018/0/2018_481/_pdf/-char/ja

補足　～インドの法令調査の注意点～

判例の調査に有用なツール

①インターネット資料

AsiaLinksからアクセス
インド＞法律＞判例

最高裁判所ウェブページ、高裁ウェブページ
判例の検索に利用できる。
参考文献で検索に必要な情報を得てから検索するとよい（ケース番号など）。

Indian Kanoon http://indiankanoon.org/

非公式ではあるが、判例などインドの法情報を収録する無料のデータベースで、検索の手助けになる。（誤りがある場合もあるので、検索の手助けとして利用する）

補足　～インドの法令調査の注意点～

判例の調査に有用なツール

②図書館資料

All India Reporter【国立国会図書館請求記号：Z76-A470】

月刊のAll India Reporterを国立国会図書館関西館で2007年から所蔵。

最高裁判決のほか、**高裁判決**も収録。

引用されることが多い判例集。略称「AIR」

2012年の*All India Reporter*の
デリー高裁部分の87ページから始まる判決

引用形式の例：

Maharashtra Hybrid Seeds Co. Ltd Vs. UOI & Ors **AIR 2012 Del 87**
(2011 年 11 月 30 日判決)

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/in/document/index/chizai_shinketsu.pdf
p.125参照

ポイントの復習

1. 法令の調査だけでなく、
   関連情報も調査することが重要

2. **いつの** 情報かを確認する

3. **司法の判断** に要注意

参考文献

•浅野宜之「インド法・パキスタン法」北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会, 2004, pp.420-431.

•浅野宜之「第12章　インド」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会, 2009, pp.314-343.

ありがとうございました

Thank you

धन्यवाद